


所管部課	総務部文書課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市文書管理規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成30年7月20日決裁「市長における告示等の決裁区分の変更について」により、市長部局における告示等の決裁区分を、市長決裁から、原則主管部長決裁に変更した。この変更に伴い、文書管理規則において、文言整理が必要となったため、所要の改正を行う。</p> <p>また、文書取扱責任者の規定を整備する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①告示等に関する起案文書の決裁区分 告示等に関する起案文書の決裁区分を、市長決裁から、原則主管部長決裁に変更するため、第21条第2項を改める。</p> <p>②文書取扱責任者の規定整備 文書取扱責任者が一時的に不在となる時等に、その事務が停滞しないよう、主管課長が指名する職員を事務に従事させるため、第5条第1項、第2項及び第4項を改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 適切な決裁区分を確保し、告示等の事務処理の迅速化を図ることができる。 また、文書取扱責任者が、一時的に不在となる時等であっても、その事務を適切に行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。